

「個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）」（骨子案）に対する意見募集結果

1 意見募集の期間 令和4年9月30日（金）から10月24日（月）まで

2 意見受理数 3件

3 御意見の要旨及びこれに対する京都府の考え方

| 項目 | 御意見の要旨 | 京都府の考え方 |
|---------------------------------------|--|---|
| 1 是正の申出制度について | 個人情報保護制度の全国共通化が今回の制度改正の目的だが、引き続き現行条例と同様の制度を設けることは問題はないのか。 | 法において個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めることを規定しており、その一環として引き続き是正の申出制度を設けることとしたものです。 |
| 2 運用状況の公表について | 「現行条例と同様、個人情報保護法の運用状況を取りまとめて公表する」とのことだが、条例の運用状況についても引き続き取りまとめて公表するのか。 | 御指摘のとおり、法施行条例の運用状況についても引き続き取りまとめて公表することとしています。 |
| 3 京都府情報公開・個人情報保護審議会への諮問〔個人情報保護法第129条〕 | 自治体の条例では様々な場面で審議会が関与する規定を設けていて、そのような取扱いを存続させるべきと考えるが、京都府は是正の申出制度と同様従来の取扱いを存続させると理解してよいか。 | 法においては、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができることとされており、例えば、条例の改正案を作成しようとする場合や個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合等に諮問することを想定しています。 |